船員労働安全衛生規則集（平成 18 年 3 月　第 10 版当協会発行）
の改訂について

平成 22 年 12 月 1 日公布の船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令により当協会発行の船員労働安全衛生規則集（改訂第 10 版）を下記の４か所で別紙のとおり差替え版で改補する。

改正点

・平成 20 年 9 月改正の規則 41 条（伝染病の予防）本文に記す別表第一の内容変更
・平成 21 年 6 月改正の規則 24 条（安全標識等）一字訂正、第２４条の２（油に関する文章の備置き）の新設。
・平成 22 年 12 月改正の規則 24 条（安全標識）改正、24 条の２（油に関する文書の備置き）改正。

改補版

１．　船員労働安全衛生規則集、７頁下段をのり付け改補
　　７頁下段の第 24 条（改正）、第 24 条の２（新設・改正）に貼り付ける
　　別紙１　　7 頁下段及び欄外（Ａ４版上半）
２．　規則集の附則　３２頁　別紙の別表第一部を切り取り貼り付け改補
　　別紙２　53 頁（Ａ４版右版）
３．　規則集の冊子末端、　５３頁を全面差し替え
　　船舶の安全標識について　差し替え　　別紙２　53 頁（Ａ４版左版）
４．　規則集の冊子巻末　安全標識一覧表（例）
　　全図差し替え　⇒　別図　安全標識一覧表（例）（Ａ４版）

2010 年 12 月

船　員　災　害　防　止　協　会

（安全標識等）

第二十四条　船舶所有者は、危険物（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二条第一号に掲げる危険物（常用危険物（同条第二号に掲げる常用危険物をいう。以下同じ。）を除く。）及び同条第一号の二に掲げるばら積み液体危険物をいう。以下同じ。）又は国土交通大臣の指定する常用危険物を積載する場所の見やすい箇所に、日本工業規格Ｚ九一〇四「安全標識」（以下「安全標識」という。）に定める防火標識、禁止標識又は警告標識を施さなければならない。この場合において、火薬庫については、安全標識に定める第三種標識によらなければならない。

２　船舶所有者は、前項のほか、消火器具置場、墜落の危険のある開口、高圧電路のろ出箇所、担架置場等船内の必要な箇所に、安全標識に定める防火標識、禁止標識、警告標識、安全状態標識又は指示標識を適宜施すよう努めなければならない。

３　船舶所有者は、第二項の箇所のうち必要と認めるもの及び次に掲げる個所に、夜光塗料を用いて方向標識又は指示標識を施さなければならない。ただし、非常照明装置が設けられている箇所については、夜光塗料を用いなくてもよい。

一　非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口

二　消火器具置場

（油に関する文書の備置き）

第二十四条の二　船舶所有者は、油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第二号に掲げる油をいう。以下この条において同じ。）をばら積みで運送する場合又は燃料油を搭載する場合にあっては、当該油に関し次に掲げる事項が記載された文書を船内に備え置かなければならない。

一　名称

二　油をばら積みで運送する場合にあっては、荷送人（他人に運送を委託しないで運送する場合にあっては、その者）の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号

三　燃料油を搭載する場合にあっては、燃料油供給者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号

四　危険性又は有害性の要約

五　成分及びその含有量

六　物理的及び化学的性質

七　安定性及び反応性

八　人体に及ぼす作用

九　取扱い上の注意

十　流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

十一　適用される法令

十二　その他参考となる事項

船舶の安全標識について

第 24 条（安全標識等）に記載されている日本工業規格の『安全標識：JIS Z 9104』は 2005 年に改正されて、『安全標識―一般的事項：JIS Z　9104－2005』となっております。

ここでは、上記の規格による基準の中から、船内で使用する場合に必要となる事項を下記に抜粋し、代表的な安全標識（例）の一覧表を掲げておきます。

安全標識―一般事項：JIS Z 9104-2005（抜粋）

○　**安全標識の種類**　安全標識の種類は、次による。

ａ）　**安全標識の意味による種類**

1）**禁止標識**　危険な行動を禁止するために用いる。

2）**指示標識**　作業に関する指示又は修理・故障の場合の表示に用いる。

3）**警告標識**　危険な個所及び行為の警告、安全義務を怠る行動又は不注意によって、危険が起こるおそれがあることに注意を促すために用いる。

4）**安全状態標識**　安全・衛生意識の高揚、救護に関する情報提供、非常口、避難場所などの表示に用いる。

5）**防止標識**　火災の発生のおそれがある場所、引火又ははっかのおそれがあるもの、及びその所在位置並びに防火・消火の設備があることを示すために用いる。

6）**放射能標識**　放射能による被爆のおそれがある場合にも用いる。

7）**補助標識**　標識の主要な目的を更に明確にするために、補助情報を提供する標識。方向を示す矢印も含まれる。

ｂ）　**安全標識に使用する色材による種類**　色材の種類は、次による。

1）**一般材料**

2）**蛍光材料**

3）**再帰性反射体**

4）**透過色光**（これを用いた標識を内照式安全標識という。）

5）**りん光材料**（これを用いた標識を畜光安全標識という。）りん光材料による安全標識の例は別記に示す。

53 頁を差し替え

32 頁の別表第 1
第 41 条の伝染病
欄を差し替え

第 41 条の伝染病

エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘そう　南米出血熱　ペスト　マールブルグ病　ラッサ熱　急性灰白髄炎　結核　ジフテリア　重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）　鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H 五 N 一であるものに限る。）　コレラ　細菌性赤痢腸チフス　パラチフス　黄熱　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

別表第一（第四十一条関係）　附則

切り取り

安 全 標 識 一 覧 表（例）

	標識表示個所	標　識	
警告標識を付ける危険物	危険物を積んだ場所の見易い個所　（規則　第24条第1項）		● 高圧ガス、腐食性物質、有害性物質等を積込んだ場合（危険物の種類を摘宜記入）
	船用危険物を積載する場所の見易い個所　（規則　第24条第1項）	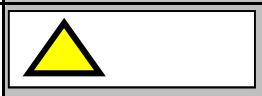	● 冷凍用冷媒ボンベ置場・消火用炭酸ガスボンベ室入口　（危険物の種類を摘宜記入）
	火薬庫について第3種標識　（規則　第24条第1項）		● 基本形＋図記号＋補助標識による組合わせ標識を第3種標識という。
禁止標識を付ける危険物	危険物を積んだ場所の見易い個所　（規則　第24条第1項）		● 火薬類、引火性液体類を積み込んだ場合。
	船用危険物を積載する場所の見易い個所（規則　第24条第1項　および第2項）		● 溶接用アセチレン、酸素ボンベ置場 ● ギャレー用メタン・プロパンガスボンベ置場 ● ペイントストアー入口、燃料タンク付近燃料清浄機、電池室入口
防火標識	消化器具置場　（規則　第24条第2項）		● 消火器具置場
警告標識を付ける注意個所	墜落の危険のある個所　（規則　第24条第2項）		墜落の危険のある開口
	禁止の表示を必要とする個所　（規則　第24条第2項）		頭上注意（他に・滑面注意・階段注意）障害物注意は文字による補助表示をする。
	高圧電路の露出個所　（規則　第24条第2項）		無線空中線引込口、配電盤入口等（表示個所により、縦型・横型を使用する）
安全状態標識の救護・誘導・指導	救護設備のある個所　（規則　第24条第2項）		救護室・救急箱置場・担架置場等を黒色で適宜記入する。
	避難口誘導　（規則　第24条第2項）		避難口誘導
	通路誘導	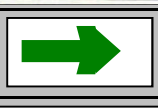	通路誘導
禁止標識放射能標識	係員以外の立入を禁止する　（規則　第24条第2項）		船橋入口、操舵機室入口、機関室入口、ポンプルーム入口、ドライエアユニット、ファンモーター入口等
	放射能による被爆のおそれがある場合に用いる		組合わせて第3種標識と出来る
指示標識	作業に関する指示、修理・故障の表示		工事中、作業中、安全帽着用など指示する場合に表示する。
	安全意識を高揚させるのに適当な個所　（規則　第24条第2項）		作業場所の見易い個所に表示する
蓄光安全	りん光材料による安全標識　（規則　第24条第3項）		● 非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口（但し、非常照明装置が設けられている個所に付いてりん光塗料を用いなくてよい）

（注）1. 上記標識は、『安全標識――般的事項JIS Z 9104-2005』に基づいた例示のものである。
2. 備考欄の●印を付した個所は、船員労働安全規則第24条により、その表示が必要となる個所である。